佐久市特別養護老人ホームシルバーランドきしの重要事項説明書　　別紙

1.　介護福祉施設サービス費

（1）ユニット型介護福祉施設サービス費

項目	居室	介護報酬額
要介護１	ユニット型個室	６５２円/日
要介護２	ユニット型個室	７２０円/日
要介護３	ユニット型個室	７９３円/日
要介護４	ユニット型個室	８６２円/日
要介護５	ユニット型個室	９２９円/日

（2）加算

加　算　名	介護報酬額	概　要
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円/日	①算定日の属する月の前６か月又は１２か月間における新規入居者の総数のうち、要介護４～５の占める割合が７０％以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が６５％以上であること。又はたんの吸引等が必要な入居者の占める割合が１５％以上である。 ②介護福祉士を常勤換算方法で入居者の数が６又はその端数を増すごとに１以上配置している。
看護体制加算Ⅰ	4 円/日	常勤の看護師を１名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8 円/日	以下の要件に適合している場合 ①看護職員を常勤換算方法で入居者数が２５又はその端数を増すごとに１名以上配置している。 ②最低基準を１以上上回って看護職員を配置している。 ③当該施設の看護職員により又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により､24 時間の連絡体制を確保している。
夜勤職員配置加算Ⅱ	18 円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上、上回っていること。
夜勤職員配置加算Ⅳ	21 円/日	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を１人以上、上回っていることに加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること。 （登録喀痰吸引等事業者として都道府県登録）
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50 円/月	心身の状況等に関する基本情報を厚生労働省に提出しそれにより得られた情報を必要に応じ計画の見直しに活用した場合。
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円/日	常勤機能訓練指導員を配置し、他職種共同の個別機能訓練計画を作成し、同意を得た上で計画的に機能訓練を行った場合。
個別機能訓練加算Ⅱ	20 円/月	個別機能訓練加算Ⅰを算定し、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し活用した場合。
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	歯科医師又は歯科衛生士の助言及び指導に基づいた口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されており、歯科衛生士が月２回以上口腔ケアを行った場合。

口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	Ⅰの要件を満たし、口腔衛生に関する情報を厚生労働省に提出し活用した場合。
自立支援促進加算	300 円/月	入居時に医師が入居者に対し自立に必要な評価を行い、その他職種と共同計画を策定、実施、見直しを実施、情報を厚生労働省に提出・活用し支援計画の作成・実施・見直しを行った場合。
ＡＤＬ維持加算Ⅰ	30 円/月	入居者のＡＤＬについて評価し情報を厚生労働省に提出し、6カ月目の評価対象者のＡＤＬ利得が１以上である場合。
ＡＤＬ維持加算Ⅱ	60 円/月	ＡＤＬ維持加算Ⅰの要件と、6カ月目の評価対象者のＡＤＬ利得が２以上。ＡＤＬ維持加算Ⅰ、Ⅱのいずれかを算定。
褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅰ	3 円/月	褥瘡発生のリスクについて評価し情報を厚生労働省に提出・活用し、計画の作成・実施・見直しを行った場合。
褥瘡ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算Ⅱ	13 円/月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、対象入居者に褥瘡発生がない場合。褥瘡マネジメント加算Ⅰ、Ⅱのいずれかを算定。
排泄支援加算Ⅰ	10 円/月	排泄の要介護状態の軽減見込みについて医師又は看護師が評価し、その情報を厚生労働省に提出・活用し、支援計画の作成・実施・見直しを行った場合。
排泄支援加算Ⅱ	15 円/月	排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、排泄の状態が改善し悪化しない又はオムツ使用が改善した場合。
排泄支援加算Ⅲ	20 円/月	排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、排泄の状態が改善し悪化しないかつオムツの使用が改善した場合。排泄支援加算のいずれかを算定。
初期加算	30 円/日	新規入居及び３０日を超えて入院した後に再入居した場合、入居後後３０日間算定。
安全対策体制加算	20 円/回	外部研修を受けた担当者と対策部門を設置し、対策実施体制が整備されている場合、入居時に１回算定。
外泊時費用加算	246 円/日	入居期間中に入院、外泊された場合、１ヶ月に６日を限度として、所定単位数に代えて算定。ただし、入院・外泊の初日及び最終日は算定なし。
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職種が共同して、入居者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入居者に対し、入居者ごとに経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、その計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士が、継続して経口による食事摂取のための特別な管理を行った場合。（６か月を限度とする）
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	経口維持加算Ⅰを算定し、入居者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議に医師（嘱託医以外）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。（６か月を限度）
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	650 円/回	入居者の病状の急変等に備え、配置医師と施設の間で、あらかじめ連絡方法等について具体的な取り決めがなされており、配置医師、若しくは配置医師と連携した協力医療機関の医師が２４時間対応できる体制を確保している場合、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し診療を行った場合。
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1300 円/回	

看取介護加算 （死亡前 45～31日）	72 円/日	看取り介護に関する指針を定め、入居の際に入居者または家族に対して、指針の内容を説明し、適宜指針の見直しを行った場合。また、医師が医学的見地から回復の見込みがないと判断し、入居者もしくは家族が施設での看取りを希望した場合に、看取り介護計画書を作成し、同意を得ながら看取り介護を行った場合。
看取介護加算 （死亡前 30～4日）	144 円/日	
看取介護加算 （死亡前3～2日）	780 円/日	
看取介護加算 （死亡日）	1580 円/日	
再入所時栄養連携加算	200 円/月	医療機関に入院した入居者が、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して再入居後の栄養管理に関する調整を行った場合。
経口移行加算	28 円/日	経管により食事を摂取する入居者について、医師の指示に基づき、医師、その他の職種が共同し、経口移行計画書を作成している場合で、医師の指示受けた管理栄養士又は栄養士が経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行った場合。（１８０日を限度）
療養食加算	6 円/回	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食（糖尿病食、心臓病食など）及び特別な場合の検査食を提供した場合。 （１日３食を限度とし、１食を１回とする。）
退所前訪問相談援助加算	460 円/回	入居者の退居に先立って、入居者が退所後生活する居宅を訪問し、退居後利用するサービスについて相談援助を行った場合。
退所後訪問相談援助加算	460 円/回	入居者の退所後 30 日以内に居宅を訪問し、相談援助を行った場合。
退所時 相談援助加算	400 円/回	退居時に相談援助を行い、かつ入居者の同意を得て退居日から２週間以内に居宅地の管轄する市町村及び老人介護支援ｾﾝﾀｰに対して文書にてサービスに必要な情報提供をした場合。 （１回を限度）
退所前連携加算	500 円/回	入居者の退所に先立って、入居者が希望する居宅介護支援事業者に対して、同意を得て文書にてサービスに必要な情報提供をし、連携し退所後のサービスの調整を行った場合。 （一人につき１回を限度）
在宅復帰 支援加算	10 円/回	家族との連絡調整を行い、入居者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対して、居宅サービスに必要な情報提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。
若年性認知症 利用者受入加算	120 円/日	若年性認知症患者を受入、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に介護福祉施設サービスを行った場合 （７日を限度）

認知症専門ケア加算Ⅰ	３円／日	認知症の日常生活自立度Ⅲ以上である利用者が、全体の 50%以上「認知症介護実践リーダー研修」の修了者を、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が 20 人未満の場合は１人以上を配置。 20 名以上の場合は当該対象者数が 19 人を超えて 10 人または端数が増えるごとに１人以上配置。 当該事業所の職員に対して、認知症ケアに関連する留意事項の伝達または技術的指導に関わる会議を定期的に開催。
介護職員処遇改善加算Ⅰ		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）×８．３％
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）×２．７％
介護職員等ベースアップ等支援加算		月の所定単位（サービス費＋算定する加算）×１．６％

（３）食費・居住費

料　金　の　種　類	利用者負担段階	１日当たりの金額
食　　費 「食材料費+調理コストに相当する費用」	第１段階認定者	３００円
	第２段階認定者	３９０円
	第３段階認定者①	６５０円
	第３段階認定者②	１，３６０円
	認 定 者 以 外	１，４４５円
居　住　費 「施設の利用代（原価償却費）+電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用」	第１段階認定者	８２０円
	第２段階認定者	８２０円
	第３段階認定者	１，３１０円
	認 定 者 以 外	２，００６円

・　食費内訳

朝食：４２０円
昼食：５２５円
夕食：５００円

・　入院、外泊、外出により、１日の喫食数が３食未満の場合は、その食事の合計金額とな　　ります。（第１～第３段階の方は、合計金額の低い方を適用）
・　入居期間中に入院、外泊された場合は、他者が居室を利用されている以外の期間、外泊時費用加算算定又は居住費をご負担いただきます。
・　入居期間中に入院、外泊等により不在となる間、ご同意をいただいたうえで、空きベッドを短期入居生活介護等他の利用者様へ転用いたします。

2.　利用者負担段階について

第１段階　認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第２段階　認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金額が 80 万円以下
第３段階①認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金が 80 万円超 120 万円以下
第３段階②認定者	本人および世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金が 120 万円超

・　上記に該当される方は、市役所高齢者福祉課又は各支所市民福祉課窓口で申請して下さい。
・　上記に該当される方でも次のいずれかに該当する場合は減免の対象外となります。

市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税の場合
市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が以下の金額を超える場合（預貯金等が減少して要件を満たすようになった場合は申請にて対象となります）

合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金が80万円以下（第２段階）	単身　６５０万円 夫婦　１，６５０万円
合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金が80万円超120万円以下（第３段階①）	単身　５５０万円 夫婦　１，５５０万円
合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害者年金が120万円超（第３段階②）	単身　５００万円 夫婦　１，５００万円

3.　その他費用について

料金の種類	金　　額
日常生活費	100円／日
特別な食事の費用	実費相当額
理美容代	実費相当額
行事参加費	実費相当額
嗜好品	実費相当額
預り金等管理費	1,000円／月
受領証明書	1月分 200円（別途消費税）
電化製品電気代	１製品につき20円／日（充電１製品100円／月）
外泊時居室料金	７日目以降　室料相当額
家族等宿泊料	１名につき　500円／泊
エンゼルケア	4,650円

・　日常生活で通常必要となるものに係る費用（日常生活費）は、利用者個人またはそのご家族等の選択により利用されるものであります。
・　日常生活費・・・歯ブラシ、シャンプー、おしぼり、エプロン、タオル類等の費用を指します。
・　紙おむつ類、施設内で行う洗濯にかかる料金はいただきません。